

外部機関との共同研究開発等に関する要綱

制 定 令和 6 年 4 月 1 日 環創事マ第 556 号(局長決裁)
最近改訂 令和 7 年 4 月 25 日 下マ第 13 号(局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市下水道河川局（以下、「局」という。）が保有する技術知識や施設等と、公的な研究機関や民間事業者等の外部機関（以下、「外部機関」という。）が保有する先端技術や情報等を組み合わせ、局の行政目的に合致した新規性に富んだ研究、技術開発等を積極的に推進するために必要な事項について定める。

(定義)

第 2 条 共同研究は、研究開発の内容・形態により、次のとおり分類し定義する。

(1) 公募型共同研究

早期に解決が必要とされる課題等について、外部機関の持つ先端技術や情報等を活用するため、局が共同研究を公募し、局と外部機関が応分の責任と負担をもって行う調査、研究及び実験等をいう。

(2) 提案型共同研究

外部機関からの特別な技術による研究の提案に対して、局と外部機関が共同で行う調査、研究及び実験等をいう。なお、研究に関する直接的な費用は外部機関の負担とする。

(3) 自主研究

外部機関が局の施設や保有するデータを利用するなど、局の協力を得て、外部機関の責任と負担により自主的に行う調査、研究及び実験等をいう。

(外部機関の適用要件)

第 3 条 外部機関は、次に示すいずれかの機関とする。

(1) 国及び地方自治体並びにこれらの関係機関

(2) (1)に準じた公的な研究機関

(3) 大学等教育機関

(4) 局の行政目的に合致する特別な技術等を持っていると判断される民間事業者及び団体

(研究開発等の対象)

第 4 条 共同で実施する研究開発等は、次に示すいずれかに関する研究等とする。

(1) 河川、海域及び地域の環境改善等に資するもの

(2) 下水の処理、汚泥の資源化等に資するもの

(3) 創エネルギーの利用、省エネルギー及び地域エネルギーの開発等に資するもの

(4) その他、局の行政目的に合致する特別な研究等と判断されるもの

(審査会等の設置)

第5条 共同研究開発等の円滑な実施・運用等を図るための組織（以下、「審査会等」という。）を設置する。

2 審査会等の名称、委員、幹事（以下、「委員等」という。）及び所掌事務は、別表のとおりとする。

3 委員長又は幹事長は、必要に応じて、学識経験者及び局内外の課長級以上の職員等を臨時の委員として審査会等に参画させることができる。

4 委員長又は幹事長に事故があるとき又は欠けたときは、出席委員等から互選し、選出された委員等がその職務を代理する。

5 審査会等の定足数は、委員等の過半数を原則とする。

なお審査会等の開催において定足数に満たない場合は、打合せ要旨の決裁をもって承認を得るものとする。

6 審査会等は、原則非公開とする。

(共同研究開発等の採否)

第6条 共同研究開発等の採否は、審査会等で決定する。

2 審査会等の議事は、外部機関の適用要件を満たしていること、研究開発等の対象であること及び採否の基準をすべて満たすことを出席者の全会一致で確認した上で決するところによる。

(採否の基準)

第7条 共同研究開発等の採否の基準は、次のとおりとする。

(1) 研究等の目的が明確であり、その目的が局の行政目的に合致していること

(2) 新規性又は進歩性に富んでいる研究等であること

(3) 研究等の成果が期待できる又は実用化の可能性を有していること

(4) 研究等の工程が明確かつ適切であること

(5) 研究等に要する費用が明確であり、外部機関がその費用負担能力を有していること

(6) 研究等により局の一般行政運営が阻害されないこと

(研究協定の締結等)

第8条 研究等の内容、方法及び費用負担、知的財産権等に関して局と外部機関で協議を行い、その結果を相互の協定として締結する。

2 自主研究においては、局が外部機関に承諾書を発行する。

3 研究協定の締結又は承諾書の発行（以下、「協定等」という。）ができない著しい事由が発生した場合は、協定等を留保することができる。

(研究担当課)

第9条 共同研究を実施するときは、研究に必要な各種協議や事務手続等を行う研究担当課を審査会等で定める。

(研究会)

第 10 条 公募型及び提案型共同研究を実施するに際しては、研究の円滑な進行のため、必要に応じて、関係課及び共同研究者をもって研究会を設置することができる。

(研究等の報告)

第 11 条 外部機関は、必要に応じて、また局の要求に応じて研究等の経過を局に報告しなければならない。

2 外部機関は、研究等の終了時に報告書を作成し、局に提出しなければならない。

3 報告書を受理した研究等の担当課は、審査会等に研究結果の報告を行う。

4 事務局は、全ての研究結果をとりまとめ、必要に応じて局内外に周知を行う。

(研究等の終了通知)

第 12 条 局は、審査会等において研究結果の報告を受けた後、外部機関に対して研究が終了した旨を通知するものとする。

(適用除外)

第 13 条 国及び地方自治体等の関係機関との共同研究開発等のうち、別途にその取り組みに関して定めのある場合は適用しない。

(庶務)

第 14 条 審査会等の庶務・運営は、マネジメント推進課において処理する。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるものの他、事務手続等については、別途に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱は、令和 7 年 2 月 21 日から施行する。

3 この要綱は、令和 7 年 4 月 25 日から施行する。

名 称	委員長及び委員	所掌事務
審査会	委員長：総務部長 委 員：マネジメント推進部長 下水道管路部長 下水道施設部長 河川部長 幹事会の幹事長 経理課長 マネジメント推進課担当課長	公募型共同研究における審査、選定及び研究成果の確認等を行う。
幹事会	幹事長：技術監理課長 幹 事：経理課長 マネジメント推進課長 マネジメント推進課担当課長 施設管理課長 当該水再生センター長等 水質課長 河川流域調整課長	提案型共同研究及び自主研究の審査並びに研究成果の確認等を行う。また、公募型共同研究においては、審査会への議事選定を行う。